

産業生活常任委員会

(平成28年4月14日)

○ 森 智広委員長

皆様、おはようございます。産業生活常任委員会を始めさせていただきます。

傍聴の方が6名、お入りになっております。

それでは、インターネット中継をただいまより開始いたします。

本日の委員会資料につきましては、各委員の皆様のタブレットに配信しておりますので、タブレットの資料をごらんいただくということで進めていきたいと思っております。

本日は、当初、所管事務調査等を予定はしていなかったんですけれども、2月議会の予算委員会におきまして、医療安全管理委員会の見直しについて早急に報告を行ってほしいという、こういったご意見がありましたので、4月のこのタイミングで、市立四日市病院にお越しいただきまして、説明を受けることとなりました。

それでは、本日は市立四日市病院より、医療安全管理委員会の見直し等について、2点報告があります。

1点目は、医療過誤の有無等の検討過程における医療安全管理委員会への第三者の参画による透明性の向上について、2点目は、病院開設者である市長や議会への報告体制等に係る改善策についてであります。

それでは、報告をお願いいたします。

○ 太田市立四日市病院総務課長

おはようございます。市立四日市病院総務課長、太田でございます。よろしくお願いたします。

タブレットのほうの資料でございます、1ページ目をお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

2月議会のご指摘いただきまして、新たにこちらのほうで加えた点等につきまして、資料のところに下線を引かせていただいた部分が新たに加えた部分ということで、よろしくお願したいと思っております。

まず1番目、医療安全管理委員会の体制でございます。

まず、委員の構成も改めまして、次の2名の外部委員を加えることといたしました。1名は白石泰三さん、桑名市の総合医療センターの副理事長でございます。専門は病理学で

病理の専門ということで、解剖等もされている方でございます。解剖等をされますので、死因の究明とかの専門家ということでございます。経歴といたしましては、三重大学の医学部教授、また、松阪市民病院の事故調査委員会委員、三重県の医療事故調査支援委員会委員も務められております。

もう一人につきましては、古庄憲之さん、四日市の人権擁護委員でいらっしゃいます。経歴としましては、三重県の社会福祉協議会の常務理事、また、河原田地区の人権擁護教育推進協議会の会長さんもされていらっしゃいます。

この外部委員の医療安全管理委員会の出席につきましては、定例会、年4回定期的にご出席をいただきます。また、委員長が必要と認めたときも出席をいただくというところでございます。

また、従来どおり、必要に応じて学識経験者、専門家による客観的評価も求めることとしております。

委員構成は、下の表にございますが、28年度、このような形——医師、看護師、また薬剤師等々、入った形——で構成をしております。

次のページをお願いしたいと思います。

公表及び報告でございます。

まず、報道機関への公表ということで、これにつきましては、病院で医療事故公表基準を設けておりまして、こっちにつきましては、医療従事者が医療行為遂行において、過失により、受診者を死に至らしめた場合または相当に有害なる結果を与えた場合——米印でございます、医療事故のレベル4、行った医療または管理により生活に影響する重大な永続的障害が発生した可能性がある場合、5、行った医療または管理が死因となった場合——このような場合の事象につき、原則として公表をいたします。これ以外でも、院長が医療安全管理上重大で公表すべきと判断した場合は公表するとしております。

公表の条件としまして、患者またはその家族への十分な説明を行い、協力が得られるよう努め、公表に関する同意を得ると。同意が得られない場合は公表は行わないということで、こちら米印でございますが、平成16年に閣議決定されました個人情報の保護に関する基本方針におきまして、医療分野というものは、個人情報の性質や利用方法などから、特に適正な取り扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野であると指摘されていることを受けまして、厚生労働省がガイドラインの中で、各医療機関に対して個人情報の保護に関する積極的な取り組みを求められているとしております。

また、このガイドラインにおきまして、個人情報保護に関する法律は、個人情報の目的外利用や第三者提供の場合には、原則として本人の同意を得ることを求めているところでございます。

公表の内容及びその範囲は、患者の個人情報を十分に尊重したものとしていきます。

公表の時期でございますが、医療事故調査制度に該当する事案の場合——この制度については後ほど説明をさせていただきます——この事案の場合は、医療事故調査・支援センター——これも後ほど説明をさせていただきますが——こちらに院内で行った事故調査の結果を報告した後、その制度に該当しない場合につきましては、上記公表基準に該当したことが確定した後に報道機関への公表をさせていただきます。

2番目、この基準に該当した場合の市議会への報告でございますが、報道機関に公表する場合は、事前に市議会のほうに報告させていただきます。

また、患者、その家族から報道機関への公表の同意が得られない場合につきましても、市議会のほうには、患者またはその家族の意向を十分に配慮し、市議会に報告する旨を伝え、同意を得た範囲での報告をさせていただきたいと考えております。

次のページでございます。

この基準に該当した場合の市長への報告につきましても、報道機関に公表する場合は、事前に市長に報告をいたしますし、公表の同意が得られない場合につきましても、市長にはその旨を伝え、報告をさせていただきます。

また、示談案件の報告でございますが、当該年度の示談案件につきましては、患者の個人情報を十分に配慮した形で、決算の際に、件数、概要、総額を市議会のほうに提出させていただきたいと考えております。

3番目、先ほど申しました医療事項調査制度について説明させていただきます。

これは、昨年10月1日から、医療法の改正によって施行された制度でございます。

2番の目的としましては、これは医療事故の再発防止により医療の安全を確保するというところで、誰に責任があったとか、そういうことを追及するのではなくて、再発防止というのが目的というところでございます。

この中で医療事故の定義というのがされておまして、これは、医療機関に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、または起因したと疑われる死亡または死産であって、当該医療機関の管理者がその死亡または死産を予期しなかったものというふうに定義されております。ですので、この医療事故調査制度における医療事故というのは、死亡または

死産という場合ということでございます。

この制度の調査の流れでございますが、対象となるような医療事故が発生した場合、医療機関は、遺族への説明、そして、第三者機関である医療事故調査・支援センター、こちらのほうに医療事故——まずこういう事故があったこと——の報告をします。そして、必要な調査を院内で実施します。この調査の際には、医療事故調査等支援団体——これは医師会であるとか看護協会であるとか、病院協会であるとか、幾つもの団体があるんですけども——こちらのほうから専門家の派遣を受けるということになっております。第三者の、こちらのほうから専門家の派遣を受けて調査を実施すると。そして、この調査結果について、遺族への説明及び支援センターへの報告を行うというような制度でございます。

5番目です。支援センターへの調査報告事項でございますが、日時、場所、診療科、医療機関名、所在地、連絡先、管理者の氏名、患者情報、性別、年齢等、医療事故調査の項目、手法及び結果ということでございます。

先ほど申しましたように、これは責任追及ということではなくて、医療事故の再発防止でございますので、これにかかわった医療従事者の患者さんについては匿名化することとなっております。

次のページでございます。

支援センターの業務でございます。

医療機関の院内事故調査の報告により収集した情報の整理及び分析を行います。

この調査の報告をした病院等の管理者に対し、情報の整理及び分析の結果を報告すると。

そして、医療機関の管理者が医療事故に該当するものとして支援センターに報告した事例について、医療機関の管理者または遺族からの調査の依頼があった場合に、支援センターのほうで調査を行う。そして、その調査結果を管理者及び遺族に報告するという調査も、依頼があった場合は支援センターも調査を行うということでございます。

4番目、この調査に従事する者に対して、知識、技能の研修を行う。

5番目、この実施に関して、相談または必要な情報提供、支援。

6番目、目的であります医療事故の再発の防止に関する普及啓発。

その他、医療安全の確保のために必要な業務と、こういうような業務を支援センターが行うというところでございます。

以上、雑駁でございますが、資料の説明とさせていただきます。

○ 森 智広委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

先ほどの報告に対してご質疑がありましたら、挙手にてご発言願います。

○ 荻須智之委員

議会への報告ということになりますと、こうやってインターネット中継とか傍聴者も入ったりしますが、その辺はどういうふうになるんでしょうかね。

○ 太田市立四日市病院総務課長

今現在も議会の報告、こういう委員会の場ということも報告はしておりますが、基本的には書面での報告ということを考えております。書面で、こういうような事案についてこういうことが上がったという形で、報告をさせていただこうというふうに考えております。

○ 森 智広委員長

よろしいですか。

他に。

○ 中森慎二委員

新しい改善を出していただいたんですが、中身のこととあわせて、この医療安全管理委員会の要綱等をどう見直したかというものもあわせて併記すべきじゃないかと私は思うんですよ。

今示されたものは要綱の改善ではないのかどうかということも確認をしたいんだけど、要綱に示すべきものがあるのであれば、要綱も、旧と新というものを対比させて、どこを変えたのかというものをまずはすべきだと思うので、それを指摘しておきたいと思います。

それから、医療安全管理委員会の体制の中で、外部委員2名の方を加えていただく、これは結構なことだとは思いますが、定例会、年4回出席を求めるということなんだけれども、安全管理委員会の要綱によると、定例会は毎月1回ですよ。だから、年12回開かれているわけですよ。そのうちの4回というのは、どういう考え方の4回なのかというのをまずお聞きしたいんですが。

○ 太田市立四日市病院総務課長

毎月、この委員会を開催しております。その中で、外部委員の方は、こうってはなんですけど、お忙しいというようなこともあります。

四半期に1度は整理——その間にありましたインシデントの件数とか——を報告させていただいて、その中で、過去は三、四回ですから、3カ月に起こりましたことについては定期的に報告をさせていただくというふうに考えております。

○ 中森慎二委員

全く理解できない。もう一度答弁してください。

その4回というのは何を言っているのかというのを。だから、3カ月に1回の出席を求めるといふことなのか、非常に言っている意味がわからないんだけど。

○ 森 智広委員長

再度。

○ 太田市立四日市病院総務課長

申しわけございません。

3カ月に1遍、定期的にといふふうに考えております。

○ 中森慎二委員

それで十分なのかどうかちょっと僕は疑問があるんだけど。お忙しい委員の方というのはよくわかるんだけど、例えば、前回2月定例月議会で問題となった事象の示談案件は、2010年12月2日に検討委員会が持たれたというふうに委員会の議事録が出されているんだけど、これは、医療安全管理委員会の案件に対する議事録という意味でいいんですか。

というのは、安全管理委員会を開かれる前に事象の検討がもう行われているのか、安全管理委員会の中で、例えば示談に至った案件についての議論がなされているのか。それによつては、外部委員が常に出てもらわなければそういう問題の解消にならないんじゃないかと私は思うんですよ。だから、そこのところがよくわからないんだよね。

まず、例えば、この間の2月定例月議会で問題になった示談案件の検証は、どの場所で

行われているんですか。これは、安全管理委員会の場所で行われているの。

○ 太田市立四日市病院総務課長

前回ご指摘いただいたものについては、臨時の医療安全管理委員会というものを開催して検証したことでございます。

○ 中森慎二委員

そうすると、今後こういう外部委員2名の体制をつくったとしても、それらの外部委員の方々が機能する委員会の開催体制にならなければ全く意味がないわけですよ。

だから、その3カ月に1遍という話は、例えば、その間の医療安全管理委員会でこういうような事象を検討されていたら、外部委員の意味がないわけですよ。それはどう対処するんですか。

○ 太田市立四日市病院総務課長

この資料の中で説明させていただいた、今回、医療事故調査制度という新しい制度ができました。この中で、具体的な事象、例えば脳の関係で亡くなられた場合は、脳の関係の専門家が入っていただかなければ、それがどうであったか、心臓の場合は、心臓の専門家が入っていただかなければわからないと。個々具体的な事象の場合につきましては、その都度その都度、それに関する調査を行う集まりをさせていただきたいと思っています。その際には専門家の方に入っていて、医療的な立場も含めて検討し、それについて、こちらの医療安全管理委員会のほうにも報告して、外部委員の方々の意見も、その結果を外部委員の方々にも報告させていただいて、検証していただくというふうに考えております。

○ 中森慎二委員

ちょっとよくわからないんだけど、外部委員2名はどう活用しようとしているわけ、そこがよくわからない。だから、この方々は、その事象の議論が終わってから、報告だけするところに来てもらえばいいと、そういうことなんですか。

○ 太田市立四日市病院総務課長



この方、白石さんは医師でありますけれども、もう一人の方については、特に医療的な、専門的な知識はお持ちではない。ただ、人権的な観点で見ていただくというようなことでございます。

ですので、基本的には、このお二人については、病院の医療安全についての、今後どういふふうな医療安全対策をとっていかとということも含めて、検証をいただきます。

具体的な事象がもしあった場合につきましては、具体的に、本当に、医療の専門家に入っていただいて、具体的な事象を検討して、これこれこういうことだからこれについてはこういうふうに考えます、こういうふうに対応をとっていきますというその結果を、外部委員が入った委員会に出させていただきます、それは病院としてそうやってやっていくのが適正だろうと、そういうようなことを議論いただく、検証いただくということでございます。

#### ○ 中森慎二委員

ますますわからなくなってきたんやけど、例えば、前回の示談した案件で置きかえてみると、この案件の医療安全管理委員会を開きます、そのときは、きょう示された委員構成のメンバーに加えて、当該するような内容の担当の医師、専門的な医師を加えて管理委員会を開くということでもいいわけでしょう。その中には、外部委員の2名の方は入らないわけですか。入るんですか。

#### ○ 太田市立四日市病院総務課長

具体的な事象は、かなり専門的な話になると考えておりますもので、外部委員の方は入らないというふうに考えております。

ただ、これにつきましても、外部委員の入った委員会を、時期によっては臨時的に開いて、外部委員の方に、医療安全管理委員会を開催は考えておるんですけれども、その際に、専門家が入った話し合いの結果の報告を、話をさせていただいて、それが適正といいますか、いいかどうかということも検証、ご判断の中に入れていただくということでございます。

#### ○ 中森慎二委員

そうすると、事象によって、外部委員の人は入らない中で医療安全管理委員会を開かれて、その中で医療過誤かどうかという決定が下されると。決定した後のことを、外部委員

も入った臨時の管理委員会か何かで報告して終わりますと、そういうことですか。

#### ○ 太田市立四日市病院総務課長

ただ、最初の検討の中には、こちらの制度のほうにもございますように、この制度では第三者の医療事故調査等支援団体——これは第三者、例えば三重県医師会とかというところがございます——こちらのほうに専門家の派遣をお願いすると。

ということは、私どもとしては、どういう方が派遣されるかというのはわからない、フラットな立場というか、私どもが依頼した委員ではない派遣された第三者の専門家——基本的にはやっぱり医師になると思うんですけども——そういう方が入って、具体的な医療事象については検討、ご判断いただくと、そういうことでございます。その結果を、今お二人が入られた委員会の場で報告させていただいて、それが正しいといえますか、それについて検証をご確認いただくというふうに考えております。

#### ○ 中森慎二委員

この外部委員の方、古庄さんは県にみえた方でよくわかるんだけど、例えば委員構成でも、薬局長という人は医師じゃないわけじゃないですか。でも、この方も入るわけですよ。

だから、私は、案件の事象を検討する部分には外部委員の方にも入ってもらわなければならないかと思うんですよね、やっぱり。それがいろいろ透明性を高めることにならないんですかね。医療過誤でないかどうか、決まってからの話をもう一度、臨時の医療安全管理委員会なのかどうかわからんけど、何か医療安全管理委員会の二重構成のような形に見えるんですよ、そうするとね。

うがった見方ですよ、都合の悪いところでは外部の人は排除しておいて、決まったことだけを報告する場所、医療安全管理委員会で報告しましたという話にとられかねないので、せっかくこういう形で外部委員を設けるのであれば、この方々が業務で大変忙しい人もよくわかるんですけども、それならもう少し出てもらいやすい人を、人選を改めるとか、市民の方でもいいじゃないですか。そういうようなことに踏み込むべきじゃないかと私は思うんですよ。

だから、医療安全管理委員会を開いたら、必ず外部委員の方に出ていただくと、そういうものにしないと、私は、任命した意味がないんじゃないかなと。このことは専門家じ

やないから入ってもらわなくてもいいんですよと、医療過誤かどうかが決まってから報告するための医療安全委員会を開いて、そこで聞いてもらえばいいんだと。こういう話にしとかとれないんですよ、今のこの改善案がね。それでは、私はちょっと不備があるんじゃないかと思うんですがね。

○ 森 智広委員長

ちょっと整理させていただくと、医療安全管理委員会は、聞くと2種類あって、定期的に行われるものと臨時のものがあるんですよ。委員構成という1から13に関しては、定期的に行われているもので、外部委員会に関しては、1カ月に1回じゃなくて、3カ月に1回を参加することになっていますと。例えば臨時になってくると、この委員構成が1から11の方になるという、こういう整理でいいんですか。

○ 太田市立四日市病院総務課長

済みません、説明が……。申しわけございません。

現在、毎月、医療安全管理委員会は行っております。毎月行っている医療安全管理委員会に、外部の方が年4回はそのときに加わっていただくということです。何かありましたら、委員長が認めたときは臨時のときも開きますけれども、臨時のときについては、外部委員の方も入っていただくというふうには考えております。

○ 森 智広委員長

中森委員が危惧しているのは、臨時のときですよ、恐らく。突発的な医療過誤の可能性があった事象が出てきたときに、臨時に開かれる医療安全管理委員会のときの委員構成のことをおっしゃっていて――先ほど太田課長は、そのときでも外部の方が入られるとおっしゃいましたけれども――臨時の医療安全管理委員会のときでも外部の方が入られるとさっき答弁されましたけれども、入るんですよ。

○ 太田市立四日市病院総務課長

説明がわかりにくくて申しわけございません。

医療安全管理委員会は毎月開催しております、それに年4回、定期的に外部のこのお二人の方が入っていただく。臨時で医療安全管理委員会を開くということであれば、この

外部の方も入っていただくというふうに考えておるんですが、前の医療過誤の話のときには、こういう医療事故調査制度という組織自体、制度自体がなかった2年前なんですけれども、こういう制度ができたことも受けて、今後、具体的な医療事故が発生したら、それは具体的な事例——何歳のこういう患者さんが、こういう症状であって、こうやって亡くなったと——それはもうかなり医療的な話になりますので、例えばここに、委員に入っている医師についても、専門外の脳外科の先生が入っていても、心臓のことになると専門外やからわからないという話になりますので、これが過失であったかどうかというのは、例えば脳の疾患で亡くなった可能性がある場合は、脳の専門家の先生でないとやっぱり判断ができないと。そうなれば、外部の脳の専門家の先生も入っていただかないと、それが過失であったかどうかはやはり非常に判断できない。

今回、新たな制度ができて、この制度になりますと、三重県の場合は三重県医師会になると思います。三重県医師会に、こういう事例が起こったので、脳の疾患の専門の医師を派遣してくださいと頼みますと、どなたが来るかわからないんですけど、脳の疾患の専門の医師が入って、その方を入れて——この医療安全管理委員会のメンバーではなくて、もう少しコアなメンバー構成になるかもわからないんですけども——そういう場でこれが過失であったか、どういう事象であったかというのを検討、検証すると。その結果を、こちらに追記しました医療安全管理委員会のほうに報告するというふうに考えています。

## ○ 中森慎二委員

課長、医療安全管理委員会の役割と、今言っている医療事故調査制度にのつとる部分と、ちょっと分けて話をしないといかんのじゃないの。今、新たに外部委員2名が入られる医療安全管理委員会としての役割は何なのかと、何を求めるのかと。どういう体制で医療過誤の部分審査していくのかというところを体系的にちゃんと整理しないと。

今の話、口頭だけの話でいくと、外部委員の人は関係ないのかと。突発的な医療過誤を判断しなくてはならない臨時の、緊急の医療安全管理委員会を開くというそのときに、その人たちが入ってもらわない形でやるのかやらないのかとか、そういうところがよくわからないんですよ。いろんなケースはそれはあると思うけれども、そのところを、せっかくこういう形で導入してもらうのなら、ちゃんと活字にすべきじゃない。

それと、今申し上げた、医療事故調査制度にのつとる部分とちょっと分けて、それがどうリンクしていくのかということも含めて明らかにしてもらわないと、ちょっとよくわか

らんね。せっかく新しい人を入れていただく形になっているにもかかわらず。

#### ○ 森 智広委員長

例えば、2年前の例の案件ですけれども、今、事故調査制度が始まったので、例えば医療過誤かどうか判断する際、2年前は医療安全管理委員会の臨時会で判断しましたがけれども、今度からは、死亡したということで、全部、医療事故調査制度のもとにのっとして判断されることになるということですか。

#### ○ 太田市立四日市病院総務課長

制度にのっとしてということであれば、そういう形で、院内の調査を行って、外部の専門家の方に入っていて調査をします。前回のときも、外部の専門家の方には入っていて検討したんですけれども、この制度においては、入ってもらわなければいけないというような規定ができたということです。

今、ご指導、ご指摘いただいた件でございますが、専門家でないとわからない部分が多々あるとは思いますが、今のお話、過誤、過失であるかどうか判断する場にも、そういう外部の方の意見、お考えというのも必要かというふうにも今、相談してありますので、この段階でも2名の方に調査の段階でもお入りいただくよう、ちょっと検討していきたいと思えます。

#### ○ 中森慎二委員

余り僕ばかりしゃべっていてあれなんですけど、要は、せっかく外部委員を設けてもらう制度をつくるのに、どう活用していただくのか、どういう会議体に入っているのか、どういうことを求めていくのかということをお明らかにしないと、せっかくのものがよくわからないということになってしまうので、改めてこれはちょっとまとめてほしいと思えますよ。

それからもう一つ、議会への報告のことなんですけど、大きな4番で示談案件の報告というのがあって、当該年度の示談案件については、患者の個人情報をも十分に配慮した形で、決算資料として件数、概要、総額を市議会に提出するということなんですけど、決算資料ということは、8月定例会議会にしか報告されないということなのかな。

## ○ 太田市立四日市病院総務課長

2月の定例月議会の際に、示談概要として一覧データを出させていただいたところがございます。そのような形で、その年度に何件あって、どういう概要で、その年度で支払われた金額は幾らかという形でご報告をさせていただきたいと思っております。

## ○ 中森慎二委員

私が言っているのは、今回でも示談した内容は死亡されたわけですよね。病院側は医療過誤という判断はしなかったけれども、保険から1000万円が支払われたと、事実ですよね。私はやっぱり、タイムリーにこういう示談が成立した時点で議会に報告すべきだと思うんですよ。決算をもって、1年間まとめて何件ありましたなんていう話ではなくて、その都度タイムリーにやっぱり議会に報告すべきだと思いますよ、これは。だから、ここはちょっとこれではまずいと私は思うけどね。

もちろん決算資料としてまとめたものを報告してもらうのは当たり前ですよ。加えて、タイムリーに事象が起きたことについては、議会に報告すべきだと私は思いますけどね。

## ○ 太田市立四日市病院総務課長

こちらのほうでは、総額という金額のお話をさせていただきました。示談の際に、患者さん、または家族については、金額については、絶対外に出さないでほしいと言われる方もおみえになりますし、内容自体も伏せてほしいと言われる場合もございます。そういう意向がある中で、その都度金額も含めてというのはなかなか難しいというふうには考えておるんですが。

## ○ 中森慎二委員

2月定例月議会ของときもこれも申し上げたけれども、報告するということと情報を開示するということとは別ですよ。だから、議会への報告の仕方は僕はいろいろあると思うんですよ。例えば定例月議会の協議会に切りかえて、秘密会にしてもいいんじゃないですか、問題があるんなら。そこで口頭で報告することだってできるし。

私が申し上げているのは、今まで市立四日市病院が、こういった示談が過去何件もあって、この間も、総額5000万円が支払われていたということも報告されていたじゃないですか。そういうような中において、やはり病院側との信頼関係を議会ともちゃんと構築する

ためには、また、市民の方々に市立四日市病院の信頼を確立していくためにも、やっぱり起こったことに対する報告を議会にきちっとするというところに僕は改めるべきだと思うので改めて申し上げているわけであって、報告の仕方については、いろいろやり方が僕はあると思うんですよ。

だから、遺族の方々、あるいは患者さんのプライバシーを配慮する中において、どういう報告の仕方がいいのか、それは病院側のほうで判断されればいいんじゃないですか。またそのときに、院長と相談されたらいいんじゃないですか。

だから、そういうことを踏まえてしてほしいということを私は申し上げているんであって、そこのところをよく考えてくださいよ。

#### ○ 森 智広委員長

今後の報告体制について、中森委員から提案があったわけですがけれども、ここでは即答はできかねる状況だと思うので、一度持って帰ってもらうことで協議してもらうしかないと思うので、一旦意見をいただいたということで持ち帰って、また院内で検討していただきたいなと思います。

他に。

#### ○ 諸岡 覚委員

今中森委員が言われておったこと、まさにそのとおりで、ちょっと追加で。また書面をつくり直してもらうときに活字で書くのもいいんだけど、余りわからんもんで、フロー図のような図で指揮系統とか、例えば医療安全管理委員会の権限とか、あるいは事故調査委員会ですか、その権限とか、どっちの組織がどこに命じてとか、そういうのもわかるようなフロー図、簡単に誰でもわかるような図式もつけていただきたいと思います。

以上です。要望です。

#### ○ 森 智広委員長

先ほどの中森委員からの資料請求を肉づけしたものとなるんですけども、よろしいですか。

#### ○ 太田市立四日市病院総務課長

はい。そのようにさせていただきたいと思います。

○ 伊藤修一委員

先ほど委員長のほうからも、この案件、ちょっと持ち帰ってという話もあったんですが、この2月定例会議で、この後、産生の委員会以外にも、予算の全体会でも、この案件については何らかの形で報告というふうな要望が出ておったわけですので——もちろん、時間的なこともかかわってくるし、半端な話で私どものほうの委員会が終結するのもちょっと難しいかわからないので——ぜひもうちょっと理事者とよく話し合っていて、今後のスケジュールも、ぜひ一回、どういう形でこれを継続していくのか、どういう形でとれるのか、ちょっとその辺も少し確認だけ、この場合しておいていただきたいんですが。

○ 森 智広委員長

わかりました。

でしたら、一度休憩で理事者と話をさせていただきたいと思うんですけど、その前に何か、休憩前に一言という方、いらっしゃったら。

○ 豊田祥司委員

医療事故調査制度で、この医療事故調査制度というのは、病院で亡くなった場合、何でもそこに上げるわけではないとは思いますが、何でも上げるわけじゃないですよ。なので、前回の場合も、多分そこに上がらない案件になってくるということになってくるんですかね。前回話に上がった案件については。

○ 森 智広委員長

仮にこれが、事故調査制度が既に始まっておったら、前回の件は報告対象になっていたのかということですね。

○ 太田市立四日市病院総務課長

それはどうか、その場合の院内の検討は必要かと思いますが、豊田委員のおっしゃいましたように、病院でございますので、多くの方が残念ながら亡くなられる場所ですので、これについては、医療従事者が提供した、医療に起因したと疑われる死亡、死産で



あって、その死亡を予期しなかったものというような定義がされておりますので、いわゆる自然死というのは該当しないというところでございます。

○ 森 智広委員長

つまり、前回は、医療安全管理委員会で医療過誤ではないという判断をされたので、のってこないということですか。

○ 太田市立四日市病院総務課長

それは今、ちょっと私がそれを、実際、即答はちょっとできないところではあるんですけども、当然それがどうであったかというのは、済みません、前の案件の場合どうだったかは言えないです。これをお話しすると具体的な話になりますので、ちょっとお答えはできないんですけども、ケース・バイ・ケースというか、その事例に応じて検討はして、この制度にのせるということになると思います。

○ 森 智広委員長

必ずしもものってくるものではないという、そういうことですよね。

○ 豊田祥司委員

結局、今の話を聞いていると、これに上げるかどうかの前段階の会議なり何かがあるならば、本来ならそこに外部の委員の人がいて、これを上げるべきや、そうではないということが必要なのかなと。今のままやったら、その部分で内部の人間だけで判断してしまうということになりかねないので、抜け穴だらけの制度になっているのかなという感じがしました。

以上です。意見です。

○ 森 智広委員長

臨時会のことですよ。わかりました。

○ 小林博次副委員長

そういう問題がこの委員会にのらなかったら、全然意味がないと思うんやわな。新しく

何か対応したことにはなりにくいと思うよ。

それと、病院側が今審査するんやけど、質問があつて答弁できないというのは、審議にならんから、責任を持って答弁できる人をやっぱり出席させやなあかん。

もう年度末で、もう一回開くかという時間的なゆとりはないので、この委員会としてはきょうで閉じるしかないと思うんやけど、そのあたり、やっぱりもうちょっとわかりやすく答弁してもらえませんかね。

答弁、一遍にしてもろうたほうがええで……。

○ 森 智広委員長

一回休憩を。

○ 小林博次副委員長

休憩の前に言うておいたほうがええ、休憩してからはややこしいから。

過去の医療行為で後遺症が残ったとか、ずっと引きずって、私のところでも相談に来られる人が今でもおるわけや、複数件数。だから、そういうものも、こういう外部委員が入った中でもう一回取り上げて審査してやるとか、そういうことはできやんのかね。だから、引きずっておるやつを一遍整理してもらおうということも大事なことやと思っておるんやけど、そういうのはこの委員会では審査できやんのかね。

もうしゃべったで、休憩でええよ。

○ 森 智広委員長

一旦休憩させていただいて、副委員長より、今期これが最後という話もありましたけれども、ちょっと理事者とのまたやりとりで、そうならざるを得ないのかどうかということも含めて協議させていただきたいと思いますので、10分ちょっとということで、じゃあ、11時再開ということで、少し理事者と協議させていただきます。

10 : 42 休憩

---

11 : 00 再開

## ○ 森 智広委員長

お待たせしました。委員会を再開させていただきます。

理事者との調整で報告させていただきます。

まず、今回2件大きな課題があったと思います。

1点目は、医療安全管理委員会の進め方ですね。フローについて詳細な資料を請求するという部分ですけれども、この部分については、一旦資料作成に入らせていただきまして、後日ご報告いただけるということです。

外部委員の方がどの局面に立ち会うのかというところで、いろいろ懸念があるようけれども、理事者の方と話をさせていただいた中では、医療過誤かどうかというところの判断のときには、必ず外部の方が立ち会うということもおっしゃっていますので、それを資料に落としていただければ十分理解していただけると思いますので、きょうは口頭での説明で——いろいろ認識の違いがあると思いますので——まず資料を作成していただいて、説明を後日受けるということにさせていただきます。

二つ目ですけれども、議会への報告ですね。示談案件についての議会への報告ですけれども、決算のタイミングだけでなく、適宜報告すべきではないかということでご提案いただきましたけれども、こちらについては、少し院内での調整が必要だということで、こちらも一旦持ち帰って、再度協議をしていただくこととなりました。

それで、その協議が、いつめどがつくのかというのが今わかりませんので、今後の委員会の進め方としまして、きょう意見は最後聞きますけれども、一旦きょうの委員会は終結させていただいて、このまとまったものが4月中に病院から出るようであれば、緊急で委員会を招集させていただきたいと思います。

ただ、4月中にまとまらないということでありましたら、次年度の産業生活常任委員会のほうで、最初の所管事務調査として取り扱っていただくことを引き継ぎ事項として申し送りたいと思っております。

進め方はこういう形です。

何かご意見あります方。

## ○ 中森慎二委員

2月定例会議会で議論した内容について、病院が短期間でこんな資料もつukれないようでは、能力がないですよ。ちゃんと4月末までに提出してくださいよ、それは。重大なこ

とですよ、これは。委員の構成がかわってしまっただけからでは、やっぱり僕は意味がないと思うので、だから、我々の責任において、やっぱり4月中にもし開催できるなら開いても、僕はやるべきだと思うので、ちゃんと資料をまとめてください。きょうも医療関係者の人が来ていないこと自体も、僕は問題があると思う。

だから、そういう議会の委員会に対する取り組み姿勢が甘いですよ、病院は。そういうことを踏まえて資料を早急に。きょうも帰って昼からでもつくれるじゃないですか、やろうと思えば、それぐらいの意気込みでやらなだめですよ、それは。ぜひやってください。

それからもう一つ、病院には倫理審査委員会というのがあるんですが、諸岡委員におっしゃっていただいた今回の事故調査の部分と二つあるんですが、それに加えてこの倫理審査委員会が、そこにどういう立ち位置で、どういう役割を果たすのかということも含めた資料でつくってもらえませんか、ぜひ。

#### ○ 森 智広委員長

要求がありました。

倫理審査委員会も含めたフロー図をつくってほしいという提案ですけれども、これ、大丈夫ですか。ちょっと倫理審査委員会の立ち位置が、私、わかりませんが、フローの中に入れるべきものなのかどうか。

#### ○ 中森慎二委員

だから、それが全く関係ないというのなら、何を役割としているのか、倫理委員会がね。だから、病院として三つのそういった構成体があるとすれば、それがそれぞれどういう委員で構成をされて、どういう改正をして、どういう要綱に基づいて、どういう活動をしているのかというのがわかるようにまとめてもらえばいいよ。

#### ○ 森 智広委員長

フローに入るのであれば入れる。

#### ○ 諸岡 覚委員

私は知識がないもので、今二つ言うて、今中森委員からもう一つ言うてもろうて、三つということなんやけれども、私らが知らんような何かほかにもこういう組織があるんやと

いうんやったら、それも全部ひっくるめて、あるもの全部フロー図へ入れていただくように。後から、実は言われた三つ以外にもこんなのがありますと言われても困るので。お願いします。

○ 伊藤修一委員

中森さんのほうからの話にちょっと関連するんですが、5月の閉会議会は16、17日からスタートするわけなので、例えばその前の週でも、9日の週は1週あいているわけだから、この機会に担保して、はっきりこの構成メンバーの中で、5月16日までに一度やっていただくということだけ担保したらどうかなと思うんです。

○ 森 智広委員長

事務局、この最終週でも一応可能ですか。

○ 渡部議会事務局調査法制係長

調整いただく必要があるかと思います。

○ 森 智広委員長

日程がですか。

○ 渡部議会事務局調査法制係長

はい。

○ 森 智広委員長

委員会としてやることは、制度上はできる期間だということですか。わかりました。どうでしょう、目いっぱい引っ張って……。

○ 中森慎二委員

9日やと、私らの議運もあるし、会派にもそれぞれ……。多少、1時間でもよいので集まりましょうよ。

○ 森 智広委員長

4月中という話でしたけれども、ご提案がありまして、9日でどうかということで、4月中プラス、9日間、8日間という猶予ができたわけですが、このタイミングですとどうですか、まだ検討が要りますか。

○ 渡部議会事務局調査法制係長

閉会中になりますので、この場合に委員会を開くとなると閉会議会の議決が要ります。

○ 森 智広委員長

手続上の問題なんですけれども、一旦4月28日に閉会してしまうということで、もし閉会後も委員会を続けるのであれば、閉会議会での議決が必要だということになり、かなりイレギュラーなことになってしまいますので、中森委員からの要望で、4月中といたしますか、28日までに何とかできないかというご意見をいただいたので、それも加味した上で持って帰ってもらいたいと思います。

即座に、できる限り早い段階で、いつまでにできるかということをおのほうに伝えていただいて、それが4月中に可能であれば、4月中にできる限り実施していくと。もしどうしてもかなわないのであれば、次年度委員会に申し送る、引き継ぐということさせていただきます。

ただ、強い要望があったということは、しっかりと受けとめていただきたいなと思います。

他に。

○ 中森慎二委員

冒頭申し上げましたが、安全管理委員会の要綱、これも前後見直したものは、併記して出していただきたいと思います。どこを直したのかということね。

○ 太田市立四日市病院総務課長

ご用意させていただきます。

先ほど、倫理委員会のお話をちょっといただきました。この倫理委員会は、いわゆる生命倫理についてというようなこと、例えば出生前の診断をするとか、いわゆる生命倫理に

関連することを審議するところをごさいますて、直接医療安全管理委員会と今までは絡むところは余りないようには思っておりますが、これの要綱等もご用意させていただきます。

それと、諸岡委員おっしゃっていただきました、ほかの委員会というお話だと思うんですけども、ほかにも例えばCS向上委員会であるとか広報委員会とかというのはあるんですが、医療安全に絡む委員会ということで、承知いたしました。

#### ○ 森 智広委員長

他にご意見ありますか。

(なし)

#### ○ 森 智広委員長

じゃ、なしということで。

幾つかの課題が出されました。まず、しっかりとしたフロー図を出していただくということ。倫理審査委員会についても、口頭でしたけれども、どういったものかということをもた紙面を出していただきたい、そして、幅広い、安全・安心にかかわるような組織についても説明できるような資料にさせていただくということ、そして、医療安全管理委員会の要綱改正があるのであれば、その新旧の対照表と、あとまた、示談案件の報告についての今後の方向性を明確にしてもらおうと。明確というか、これ以上のものができるのかどうかというところをはっきりさせていただくということを検討していただいて、4月中にできるのであればできる限り4月中に、それでもかなわない場合は次年度に申し送るということで、一旦整理させていただきたいなと思っております。

では、本日、本件については終了させていただきます。

理事者の方は退室をお願いいたします。

傍聴の方も一旦、市立四日市病院に関しては終結いたしましたので、これ以上の議論はもうないです。

続きまして、2月定例会議会の議会報告会の市民意見のまとめについて話を進めていきたいと思っております。タブレットで送信させていただいている内容のとおりです。

正副のほうで、5件出された意見について、仕分けをさせていただきました。ナンバー1とナンバー2につきましては、先ほどの報告に関連するというところで、②の各常任委員

会として協議すべき意見として整理させていただきました。また、ナンバー3から5の3件につきましては、その他の意見ということで、理事者等に報告等の形で対応させていただこうと思います。

この整理でよろしかったでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

○ 森 智広委員長

でしたら、こういった仕分けで進めさせていただきます。

それでは、本日はここまでとなるんですけども、今後もし、4月で委員会開催となった場合、可能性の日として、今出せますか。

院長はあれですかね。

○ 渡部議会事務局調査法制係長

もし院長の出席をととなると、月、木が診察があるのでちょっと難しいと。それ以外の日でお願いしたいとお聞きしました。それでいくと、例えば27日の水曜日の午後とかですね。

○ 森 智広委員長

これもリミットですけども、一番最後のタイミングということで、27日の水曜日に…

…。

○ 小林博次副委員長

28日は。

○ 渡部議会事務局調査法制係長

28日は、院長がもし出席をとということでありますと……。26日は、リベラル21さんの会派視察がございます。

○ 伊藤修一委員

27日の朝は。



○ 渡部議会事務局調査法制係長

27日の午前中は、議政研の図書館の分科会が入っております。

○ 森 智広委員長

9時からでもいいですけどね。

○ 小林博次委員

27日の9時。

○ 森 智広委員長

ちょっと早いですけど、9時。

委員会としてのメンバーとしては、27日の9時を求めると、要求すると。

○ 渡部議会事務局調査法制係長

なおかつ事業管理者である院長の出席を求めるといふことの調整をしていただきたいと思えます。

○ 森 智広委員長

それで病院のほうに伝えておいてください。

○ 中森慎二委員

病院がまとまらんのやったら、中間報告でもしてもらったらいいのと違いますか。

○ 森 智広委員長

どこがまとまらないのかだけ明示してもらって。そういうことを伝えておいてください。でしたら、必ず27日の9時からはやるといふことで、お集まりいただきますようよろしくお願いいたします。

では、本日はこのあたりで委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

1 1 : 1 4 閉議